２　令第百四十二条の二第七項第六号に規定する財務省令で定める関係は、同号の内国法人と同号の他の者との間に当該他の者が当該内国法人の総株主、総社員若しくは総出資者の議決権の総数又は当該内国法人の発行可能株式総数の百分の二十五以上の数を有する関係その他の関係がある場合に、当該内国法人の国外事業所等（法第六十九条第四項第一号（外国税額の控除）に規定する国外事業所等をいう。以下この項において同じ。）の所在する国又は地域（以下この項において「国外事業所等所在地国」という。）の外国法人税（法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）に関する法令の規定により、当該内国法人の国外事業所等（当該国外事業所等所在地国に所在するものに限る。以下この項において同じ。）から当該内国法人の関連者等（当該他の者（当該国外事業所等所在地国に住所若しくは居所、本店若しくは主たる事務所その他これらに類するもの又は当該国外事業所等所在地国の国籍その他これに類するものを有するものを除く。）及び当該内国法人の法第六十九条第四項第一号に規定する本店等（当該国外事業所等所在地国に所在するものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）への支払に係る金額及び当該内国法人の国外事業所等が当該内国法人の関連者等から取得した資産に係る償却費の額のうち当該国外事業所等所在地国において当該内国法人の国外事業所等を通じて行う事業から生ずる所得に対して課される他の外国法人税の課税標準となる所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を当該他の外国法人税の課税標準となる所得の金額に相当する金額に加算することその他これらの金額に関する調整を加えて当該国外事業所等所在地国の外国法人税の課税標準となる所得の金額を計算することとされているときにおける当該関係とする。

第三十七条第三項第一号中「第八号」を「第七号」に改め、同項第二号中「、第二十二条の四十七第六号（金属鉱業等鉱害防止準備金）」を削り、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

八　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第二十一号）附則第十九条（連結法人の金属鉱業等鉱害防止準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二条の四十七第六号（金属鉱業等鉱害防止準備金）に掲げる事項

九　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第二十一号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二条の六十九第六項第七号及び第八項第七号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項

第三十七条の四の次に次の一条を加える。

（法人税が課されないこととなる金額を課税標準として課される外国法人税の額の範囲）

第三十七条の四の二　令第百五十五条の二十七第五項第三号（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）に規定する財務省令で定める関係は、同号の連結法人と同号の他の者との間に第二十九条の二第一項各号（法人税が課されないこととなる金額を課税標準として課される外国法人税の額の範囲）に掲げる関係がある場合における当該関係とする。

２　令第百五十五条の二十七第五項第四号に規定する財務省令で定める関係は、同号の連結法人と同号の他の者との間に当該他の者が当該連結法人の総株主、総社員若しくは総出資者の議決権の総数又は当該連結法人の発行可能株式総数の百分の二十五以上の数を有する関係その他の関係がある場合に、当該連結法人の国外事業所等（法第六十九条第四項第一号（外国税額の控除）に規定する国外事業所等をいう。以下この項において同じ。）の所在する国又は地域（以下この項において「国外事業所等所在地国」という。）の外国法人税（法第八十一条の十五第一項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）に関する法令の規定により、当該連結法人の国外事業所等（当該国外事業所等所在地国に所在するものに限る。以下この項において同じ。）から当該連結法人の関連者等（当該他の者（当該国外事業所等所在地国に住所若しくは居所、本店若しくは主たる事務所その他これらに類するものを有するものを除く。）及び当該連結法人の法第六十九条第四項第一号（外国税額の控除）に規定する国外事業所等をいう。以下この項において同じ。）の所在する国又は地域（以下この項において「国外事業所等所在地国」という。）の外国法人税（法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）に関する法令の規定により、当該連結法人の国外事業所等（当該国外事業所等所在地国に所在するものに限る。以下この項において同じ。）から当該連結法人の関連者等（当該国外事業所等所在地国に住所若しくは居所、本店若しくは主たる事務所その他これらに類するものを有するものを除く。）及び当該連結法人の法第六十九条第四項第一号に規定する本店等（当該国外事業所等所在地国に所在するものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）への支払に係る金額及び当該連結法人の国外事業所等が当該連結法人の関連者等から取得した資産に係る償却費の額のうち当該国外事業所等所在地国において当該連結法人の国外事業所等を通じて行う事業から生ずる所得に対して課される他の外国法人税の課税標準となる所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を当該他の外国法人税の課税標準となる所得の金額に相当する金額に加算することその他これらの金額に関する調整を加えて当該国外事業所等所在地国の外国法人税の課税標準となる所得の金額を計算することとされているときにおける当該関係とする。

第六十条の十四中「第二十九条の二（」を「第二十九条の三（」に、「第二十九条の三第一項第一号」を「第二十九条の四第一項第一号」に、「第二十九条の二第一号」を「第二十九条の三第一号」に改める。

別表二十一の㈠中「公共施設等運営権」の下に「、樹木採取権」を加え、「、金属鉱業等鉱害防止準備金」を削り、同表の㈡中「、金属鉱業等鉱害防止準備金積立額」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十九条の三を第二十九条の四とし、第二十九条の二を第二十九条の三とし、第二十九条の次に一条を加える改正規定、第三十七条の四の次に一条を加える改正規定及び第六十条の十四の改正規定　令和三年四月一日

二　第二十六条の二第一項第五号の改正規定、第二十六条の九第九号の改正規定、第二十六条の十（見出しを含む。）の改正規定（同条第一号中「第百十八条の八第三号」を「第百十八条の八第一項第三号」に「価格」を「金額」に改める部分を除く。）及び第二十七条の十五第一項第五号の改正規定　情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行の日（デリバティブ取引に関する経過措置）

２　改正後の法人税法施行規則第二十七条の七第四項の規定は、法人（人格のない社団等を含む。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

○財務省令第十三号

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十九条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十二条第一項（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号イを次のように改める。

イ　担保となる土地の登記事項証明書

第二十条第二項第二号ハ⑵中「土地」を「⑴の土地」に改め、同項第三号イ中「登記事項証明書」を「担保となる建物等の登記事項証明書」に改め、同号ハ⑵中「建物等」を「⑴の建物等」に改め、同号ニ及びホ中「建物等」を「担保となる建物等」に改め、同項第四号イ中「登記事項証明書」を「担保となる鉄道財団等の登記事項証明書」に改め、同号ハ⑵中「鉄道財団等」を「⑴の鉄道財団等」に改め、同項第五号ロ⑵を削り、同号ロ⑶を同号ロ⑵とし、同号ロ⑷を同号ロ⑶とする。

第二十二条第二項第六号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号ニ⑴中「発行会社」を「非上場株式に係る法人」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（担保提供関係書類等に関する経過措置）

第二条　改正後の相続税法施行規則第二十条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第二十二条第二項の規定は、令和二年四月一日以後に提出する相続税法第三十九条第一項（同条第二十九項又は同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する担保提供関係書類又は同法第四十二条第一項（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する物納手続関係書類について適用し、同日前に提出した当該担保提供関係書類又は当該物納手続関係書類については、なお従前の例による。